

是非、ご自宅等のパソコンで申告書の作成を！

ご自宅等で作成コーナーを利用すると、こんなに便利！！

税務署に出向く必要なし！

e-Tax 又は 印刷して郵送等により提出することができます。

自動計算・いつでも作成可能！

計算誤りのない申告書を作成することができます。

タブレット端末等からも ご利用できます！



タブレット端末等からは、パソコンで利用可能なe-Taxでの送信など、一部機能がご利用できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出する必要があります。

コンビニエンスストア等の プリントサービス（有料）を利用して、申告書を印刷することができます！

お問合せはお電話で！ ~ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます~

▶ 作成コーナーの操作などに関するお問合せ



パソコンはあまり得意じゃないんだよね。
自宅で申告書を作成中に、操作方法が分からぬ場合はどうしよう？



大丈夫!!作成コーナーの操作に関するご質問は
お電話で問い合わせることができます。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

>月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えのないようにご注意願います。

マイナンバー

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダライタの設定などに関するご質問

>月曜日～金曜日 9:30～20:00 >土日祝日 9:30～17:30 (年末年始を除きます。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

▶ 税務相談などに関するお問合せ



自宅で申告書を作成中に、ちょっと申告内容に関して
相談したいんだけど、どうすればいいかな？



申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、
お電話で問い合わせることができます。

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

豊能税務署からのお知らせ

豊能税務署内の申告会場の開設期間は、

平成29年2月16日(木)から

平成29年3月15日(水)(土、日を除く。)です。

- 開設時間は午前9時から午後5時ですが、申告相談の受付は午後4時までとなります。
- なお、申告会場の混雑状況によっては早め(午後2時頃)に受付を終了させていただきます。
- 2月15日以前につきましては、通常窓口での対応となりますので、混雑状況によって、非常に長い時間お待ちいただく場合やご入場できない場合があります。

○ 税理士による地区相談会場のご案内 (所得税及び復興特別所得税・消費税)

※ 昨年と会場や日程が変更となっているところがあります。お間違いないようご注意ください。 ※ 開設日は「■」印の日です

会 場	2月																				3月				
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
① 千里朝日阪急ビル4階 A&Hホール (豊中市新千里東町1-5-3)	■	■	■				■	■	■																
② 豊中市立ローズ文化ホール (豊中市野田町4-1)																				■		■	■	■	■
③ 箕面文化・交流センター地下1階多目的室 (箕面市箕面6-3-1)											■			■	■	■									
④ 豊能町立文化ホール ユーベルホール (豊能郡豊能町東ときわ台1-2-5)	■	■	■																						

※ 昨年、開設しました渋谷リシターハウスは廃止されていますので、上記の会場をご利用ください。

【開設時間等】

※ 各会場の開設時間は、午前9時30分から午後4時ですが、申告相談の受付は午後3時までとなります。

なお、申告会場の混雑状況によっては早め(午後2時頃)に受付を終了させていただきます。

【相談内容等】

※ 各会場とも、土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税や住宅借入金等特別控除の相談は行っておりません。

【各会場共通のお願い】

※ 各会場へお越しになる際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

※ 各会場では、電話によるお問い合わせはお受けしておりません。

○ 自宅作成のご案内

※ 税務署、各会場とも大変混雑します。ご自宅で国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などで確定申告書等を作成の上、e-Taxを利用して送信していただくか、プリンタで印刷して郵送等で提出をお願いします。

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要です！！

《記帳する内容》

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します。

《帳簿・書類の保存》

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。



記帳と帳簿書類の保存が必要！

所得税及び復興特別所得税等の確定申告書及びその関係書類は、前年の申告内容に基づき、平成28年10月末のデータにより作成していますので、次の点にご注意ください。

- 申告書に印字されている住所等に変更があった場合には、訂正して使用することができます。
- 事業所得、不動産所得、譲渡所得、退職所得などがあり、他の申告書等の様式が必要な場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくか、必要な書類を明記の上、郵送等により税務署に請求してください。
なお、郵送等で請求いただく際には、住所・氏名を記載し必要な金額の切手(※)を貼付した返信用封筒を併せて送付してください。
- 国税庁ホームページに「各種書類の重量」を掲載しておりますので金額をご確認ください。
- 何かご不明な点等がございましたら、税務署までお尋ねください。

国税庁

検索

